

**平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 3 回会議要旨**

<開催日>

平成 26 年 7 月 7 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、羽山主査、松本主任

説明者（2 名）

高齢者福祉課長、障害者福祉課長

<開会>

【部会長代理】

平成26年度第3回新宿区外部評価委員会第2部会を開会します。

本日は部会長がご欠席なので、部会長代理による進行となります。よろしくお願いします。

今回も前回に引き続き外部評価に係る経常事業のヒアリングを行います。

対象事業は、高齢者福祉課の所管する経常事業167「高齢者健康増進事業（マッサージサービス）」及び経常事業168「高齢者健康増進事業（ふれあい入浴）」並びに障害者福祉課の所管する経常事業262「障害者への自立支援給付等」、経常事業264「障害者地域生活支援事業」及び経常事業259「障害児等タイムケア事業」の計5事業です。

初めに、高齢者福祉課の所管する事業のヒアリングを行います。

高齢者福祉課長、よろしくお願いします。

<委員紹介>

【説明者】

よろしくお願いします。

<説明者紹介>

【部会長代理】

ヒアリングに入る前に、本会の趣旨とヒアリングの進行方法についてご説明します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けています。この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、くらし」です。

平成24年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度で3年目となります。外部評価委員会では、今年度内部評価を実施する経常事業のうち、「経常事業評価Ⅰ」の113事業の中から57事業を抽出して評価します。外部評価する事業は、全てヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業につき30分の想定で行います。前半15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、質問を行う形で進めます。質問が終了しなかった場合などは、文書による質問をする場合もあります。

説明は以上です。続いてヒアリングに入ります。

経常事業167「高齢者健康増進事業（マッサージサービス）」から、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

まず、本日ご説明する二つの事業の区の施策における位置付けについてご説明します。

新宿区総合計画におけるまちづくりの基本目標の一つ、Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」を実現するための個別目標の一つに、5「心身ともに健やかにくらせるまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つに、①「一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進」があり、本日ご説明する二つの事業は、この基本施策の下に、高齢者の健康増進事業として実施をしています。

それでは、個々の事業についてご説明します。

経常事業167「高齢者健康増進事業（マッサージサービス）」は、ことぶき館や地域交流館等の高齢者施設において、高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るために実施している事業です。本事業は昭和54年から実施しており、区民にも長く親しまれています。

60歳以上の区民を対象に、偶数月は1回、奇数月は2回、年間で延べ18回各館で実施しています。施術の実施に当たっては、マッサージ指圧師の免許を有する視覚障害者で組織される新宿区鍼灸按摩マッサージ指圧師会（以下「指圧師会」という。）に委託し、実施しています。マッサージは1回当たり30分を基本に、利用者からは1回当たり1,000円の自己負担をいただいています。

本事業の主な経費は、マッサージ師配置に要する指圧師会への委託料です。

事業の評価としては、「サービスの負担と担い手」「手段の妥当性」「効果的効率的」「目的又は実績の評価」「総合評価」のいずれも「適切」としました。

「事業の方向性」は「継続」です。「改革・改善の内容」としては、現在未実施である西早稲田地域交流館での実施を今後検討していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

事業費のほとんどが委託料ですね。委託契約はどのような形式になっているのでしょうか。

【説明者】

1回当たり14,500円の単価契約になっています。

1回につき4時間ですから、1人当たり30分として単純計算では最大8人まで受けることができますが、実際には機械的に30分で終わりにはしませんので、最大で6人程度の利用を見込んでいます。事業目標もこれに基づき、全ての施設で毎回6人がサービスを受けられることを目指します。実績としてはやや減少傾向にありますが、これはことぶき館の機能転換に係る工事による休館などの影響によるものです。

なお、昨年度は4館で工事を行いました。今年度も1館が工事を行います。

【委員】

対象者というのは60歳以上の方の人数でしょうか。

【説明者】

いいえ。先ほどご説明した、全ての施設で毎回6人の方がサービスを受けたときの人数です。

【委員】

1回当たり14,500円単価ということは、6人が施術すると1人当たり2,500円弱の計算になりますよね。さらに、利用者が一人につき1,000円を支払うわけですから、利用者1人当たり30分で3,500円の計算という理解でよろしいでしょうか。

【説明者】

6人の利用があった場合にはそのようになりますが、実際には平均4人程度の利用になっています。

【委員】

利用が少ないとそれだけ一人当たりの単価は高くなってしまいますよね。

【説明者】

はい。利用者があってもなくてもその時間は施術者に居てもらう必要がありますので。

ですから、できるだけ多くの方にご利用いただきたいと思いますし、そのための更なる周知に努めたいと考えています。

【委員】

シニア活動館、ことぶき館又は地域交流館という、通いやすさはあると思いますが、障害者福祉センターなどで実施されている同様のサービスだと50分で3,500円と割安です。しかも水曜日、金曜日がサービスデーだと3,000円なのです。料金設定については適当なのでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、民間事業者のマッサージサービスなどは10分1,000円程度が相場ですから、安くはないものと考えています。ただ、この後のふれあい入浴もそうなのですが、視覚障害の団体、公衆浴場など区内の様々な団体の振興に対する寄与といった側面があります。少々割高であっても、そういった方々の生活の基盤になるのであれば意味があり、民間が安いからそこに合わせていくということが適切とは必ずしもいえないと考えています。

【委員】

利用者のメリットと施術者のメリットを両方考えた料金設定ということでしょうか。

【説明者】

そうです。民間にも同様の事業がありながら区がこういった事業を行うことの意味や目的は、必ずしも一つではないと捉えています。

【委員】

平成23年度から平成24年度にかけて対象数が1館減っているというのは、どこかがなくなったのでしょうか。

【説明者】

大久保ことぶき館が、現在大久保公園で仮施設として運営していますが、そこでは実施していないので1館減っています。

【委員】

仮設ということは、これから何か建つのでしょうか。

【説明者】

現在施設活用検討会で検討しており、明確な方向性は出ていません。

【委員】

各館にマッサージ専用の部屋があるのでしょうか。

【説明者】

いいえ。大広間、談話室、和室等を利用して実施しています。本事業を実施する日については、その部屋を時間で確保しています。

【部会長代理】

利用者から、1回30分1,000円の負担について意見は出されていませんか。

【説明者】

1,000円にしたのは平成12年度で、それまでは1回500円だったのですが、この間で利用料金について直接ご意見を頂いたことはありません。

ことぶき館、地域交流館及びシニア活動館における利用者の懇談会、アンケートなどを活用して利用者の意見を聞くことは可能だと思いますので、今後工夫します。

【委員】

利用者数は館によってばらつきがあるのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

それでも、施術者は各館2人ずつなののでしょうか。

【説明者】

いいえ。利用の多いところには多く、少ないところには一人など、施術者の配置は若干調整しています。ただ、お近くで受けられることは確保しておきたいので、実施は全館です。

【委員】

予約制ですか。

【説明者】

当日、事前に電話で予約していただきます。

【部会長代理】

「総合評価」に利用者の声を入れていただくとより分かりやすいのではないかと思います。

受益者負担の金額については、民間でのサービスが充実しているほか、保険適用のある施術員などでは100円台200円台の負担で受けることができることを考えると、検討の余地はあるように思います。そういった視点からの評価も必要ではないでしょうか。

【説明者】

保険が適用される事業と比較すれば、利用者の負担が大きいことは間違いないのですが、例えばことぶき館や地域交流館で実施している入浴サービスの後でマッサージを受けるなど、様々な利便性もあると考えています。

一方で、ご指摘のとおり民間での事業が充実している中で、利用者負担をどうしていくのかは、本日いただいたご意見なども踏まえながら更に検討していきたいと思います。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、経常事業167については以上とします。

続いて経常事業168「高齢者健康増進事業（ふれあい入浴）」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

本事業は、公衆浴場での入浴機会を提供することにより、高齢者の健康増進、交流、ふれあい等を図ることを目的にしています。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部（以下「浴場組合」という。）及び渋谷区羽衣湯への委託により実施しています。区が交付するふれあい入浴証（以下「入浴証」という。）に貼っているシールを区内公衆浴場に提出することにより、月4回、年間合計48回まで無料で入浴することができます。なお、羽衣湯が入っているのは、角筈地域にあった公衆浴場が廃止になり、当該地域に浴場がなくなったことから、隣接する渋谷区の羽衣湯と別途契約をし、利用に供しているものです。

対象者は60歳以上の区民、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する区内在住者及び未就学児を扶養し、児童育成手当を受給している区内在住者です。

もともとは、昭和46年から敬老手帳につづり込んで配布していた「お年寄り入浴券」に、「にこにこよいこの入浴デー」「福祉入浴」などの類似・関連事業を平成12年度に統合したものです。

公衆浴場での入浴は、ふれあいの機会の提供や、ひきこもり防止等に効果があり、入浴による温熱効果等により身体的な面での健康増進にもつながるものと考えています。

本事業にかかる主な経費は、浴場組合及び隣接する渋谷区羽衣湯への委託料です。

事業評価としては、「サービスの負担と担い手」について、高齢者人口の増加や入浴料の改定等による委託料の増が今後想定されることから、受益者負担の導入などの検討が必要であると考え「改善が必要」と評価しました。その他の「手段の妥当性」「効果的効率的」「目的又は実績からの評価」「総合評価」については「適切」と評価しました。

「事業の方向性」は「継続」です。「改革・改善の内容」としては、平成26年度から入浴証の更新方法を、入浴証の交付枚数の適正な把握のため、旧入浴証との引きかえ方式から本人申請による郵送方式に変更しました。

また、今後対象者の増加が想定されることから、浴場組合への委託料の見直しや、対象年齢の引上げ、受益者負担の導入などを検討しながら継続していきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員】

委託料の増が見込まれるため、受益者負担を検討していくとのことですが、受益者負担を求める対象は、このサービスを利用する全ての者なのか、一部の者なのか、どちらでしょうか。例えば、60歳以上の方には求めるが障害者には求めないといったことは考えていますか。

【説明者】

現在のところ、利用者全てを対象に検討しています。

銭湯は、平成26年7月1日に値上げされ、現在大人の場合1回460円かかります。

一方で、本事業では、単純に計算をすると1回当たり300円なので、正規の料金より安くなっています。今後、消費税が更に10%に値上げされること、原材料、特に燃料費が高騰していることなどを踏まえると、事業者の負担にもなりますので、今が見直しの一つの機会ではないかと考えています。ちなみに、消費税が8%に上がった際には300円で据え置き、値上げはしていません。なお、受益者負担については、既に渋谷区羽衣湯では、新宿区内ではないということもあって、お一人100円の利用料金を徴収しています。利用料金を導入したことで利用状況が変わったということはありませんので、受益者負担の導入を検討する際の一つの基準と考えています。

【委員】

もともとは、敬老手帳につづり込んでいたお年寄り入浴券だったとのことですが、敬老手帳は65歳以上から配布だったのに、なぜ対象が60歳以上になったのでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、敬老手帳の配布対象は区内在住の65歳以上の方でした。

一方で、統合した事業の一つである敬老入浴デーは、昭和52年に開始され、区内在住のおおむね60歳以上の方を対象に年に7回実施していました。そういった事業を全て統合する際に、年齢は60歳としたものです。

【部会長代理】

この事業は、区民に身近な福祉事業であると同時に、2億円の事業費を要する、高齢者福祉課の中で大きな課題を持つ事業ではなかろうかと思います。単独自治事業でありながら、この

事業は恐らく東京都や国と深い関係があるものと思います。平成16年には都内に約1,100軒あった公衆浴場が、平成25年には700件程度にまで減ってしまっています。しかし、銭湯の減少は公益性の減少につながります。現在では多くの家にお風呂があるとはいえ、いまだにお風呂がないところもあり、場合によっては、生活圏に入浴できる場所がないという事態も起こり得ます。これは、全都的・全国的な課題ではないかと思うのです。そういう点では、受益者負担の導入等を検討するのも、区だけではできないのではないでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、この事業は、高齢者の健康増進やふれあいの機会を提供するだけでなく、区内の公衆浴場の振興に寄与するものという側面があります。また、年々都内の公衆浴場が減少していることも事実ですが、一方で、より多くの方に利用していただけるよう、リニューアルを行うなど様々な取組を行っている公衆浴場もあります。本事業も、公衆浴場が定期的・安定した収入が得られることなどから、公衆浴場の振興に寄与していると考えています。

【部会長代理】

かなり大きな点だと思うのですが、内部評価にそのような記載がないのはなぜですか。

【説明者】

そういった側面はあるものの、この事業の目的はあくまで健康増進やふれあいの機会なので、内部評価への記載にはなじまないと考えました。

【委員】

確かにそうですね。

【委員】

利用者の内訳としては、ほとんどが高齢者という理解で良いでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長代理】

対象年齢の引上げについて「手段の妥当性」などに記載がないのは疑問です。

公衆浴場の振興に寄与する側面を考えれば慎重な判断が求められることは理解できますが、高齢者福祉として考えたときに、60歳が妥当なのか、再度検証が必要ではありませんか。

【説明者】

先ほど、事業統合の際60歳に合わせたことをご説明しましたが、このほかに、ことぶき館や地域交流館でのお風呂利用が60歳以上ということも60歳という基準の理由です。

ただ、ご指摘のとおり、今後の高齢者福祉施策を考えるに当たっては、事業によって異なる「高齢者」の基準について、一定の考え方を研究する必要があると思います。

【委員】

「類似・関連事業」にある「湯ゆう健康教室」についてご説明ください。

【説明者】

「湯ゆう健康教室」は、本事業と同じく高齢者健康増進事業である経常事業です。

60歳以上でふれあい入浴証を交付されている方を対象に、区内公衆浴場の脱衣所で大体40分程度、保健講話や演芸などを行っている事業です。区内の五つの公衆浴場をお借りして、1か所につき年4回、年間延べ20回実施しています。

【委員】

入浴証の交付を受けるのに、所得制限はないのでしょうか。

【説明者】

所得は関係ありません。

【委員】

委託料については、実際の利用回数にかかわらず一律に支払っているのでしょうか。

【説明者】

契約の形態によって異なります。

区内の公衆浴場は総価でお渡ししています。羽衣湯に関しては1枚幾らとなっています。

【委員】

委託料は、浴場組合に一括して支払っているのでしょうか。

【説明者】

羽衣湯を除いては、区から浴場組合に一括して支払い、浴場組合が全28か所の公衆浴場に配分しています。

【委員】

自宅にお風呂がある人も利用しているのですよね。

【説明者】

はい。新宿区の場合、自宅でのお風呂の普及率は97%ぐらいありますので、ほとんどの方は、家風呂はあるけれど公衆浴場の広い大きなお風呂で心と体を癒やすため利用されているものと考えています。

【委員】

ふれあいの機会がないと孤立していく人も多いですから、これも一つの居場所づくりなのでしょうね。

【説明者】

そうですね。

現在社会的な問題となっていることの一つに、独居の男性をどうやって地域の中に誘い出し、関わりを作ってもらえるのかがあります。本事業による入浴をきっかけに、先ほどの湯ゆう教室など他の様々な事業につなげていくことができればと思います。

【委員】

そうすると、あまり高齢になってからではほかの事業につながりにくくなりますから、60歳という年齢にも割と意味があるようにも思いますね。

【委員】

しかし、やはり60歳を高齢とするのはやはり実態に即しているとはいえない気がします。

【委員】

そうですね。現在の60歳は事業開始当時の60歳と比べ元気な方がずっと多いでしょうから。

【説明者】

区としても、例えば60歳以上を対象としていることぶき館を、機能転換の際には地域交流館と名称変更するなど、60歳を高齢者とはみない方向になってきています。60歳というのは一般的な定年退職ですが、会社を退職すればもう高齢者なのかといえ、実際にはまだまだ働いている方もたくさんいます。ですから、60歳はまだまだお若いというのが現在の認識ですので、事業の特性、目的等に応じた年齢設定は必要になってくると思います。ただ、それに当たっては本事業だけで考えるのではなく、高齢者福祉課が所管する事業全体で見直していきたいと思っています。

【委員】

利用者の男女比は分かりますか。

【説明者】

男女比は出していないです。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、高齢者福祉課へのヒアリングは以上とします。

今後も利用者の声をよく聞いた事業運営をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

続いて、障害者福祉課へのヒアリングを行います。

障害者福祉課長、よろしくお願いします。

【説明者】

よろしくお願いします。

<委員紹介・説明者紹介・趣旨説明>

はじめに経常事業262「障害者への自立支援給付等」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

障害者福祉課は今回3事業、次回4事業の計7事業が経常事業は対象になっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、その七つの事業を含めた、新宿区における障害者への給付等事業の体系についてご説明します。

現在、「障害者」の要件はすごく広がっています。

例えば、以前は、愛の手帳（東京都療育手帳）を持っている方は知的障害、身体障害者手帳を持っている方は身体障害者というように、手帳を持っているか否か、また、愛の手帳の何度なのか、身体障害者手帳の何級なのかという、手帳の要件に応じていろいろなサービスが提供されていました。

それが、障害者自立支援法ができてからは、この手帳の要件ではなく、ご本人が希望して、その必要性が医師の診断書等により確認できれば、サービスが提供できるようになりました。

また、平成25年から、リウマチ、膠原病等難病の方もサービスを受けることができるようになりました。難病というのは、手帳の要件とは合致していないのですが、例えば難病で指がすごく曲がってしまって家事ができなくなった方に対し、障害者福祉法に基づくヘルパーサービスを提供できるようになりました。

このように、そもそも手帳要件は関係ないサービスも出てきていることを踏まえてこの後の説明をお聞きください。

続きまして、障害者福祉サービスの法体系についてご説明します。

皆様のイメージとしては、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法によるものと思うかもしれませんが、これらの法律は手帳の要件などを定めているものになります。実際には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「総合支援法」という。）若しくは児童福祉法に基づき区が給付費を支給するサービス又は区独自のサービスに分類することができます。

また、総合支援法に基づく事業については、法律に実施する事業内容が定められているものと、自治体ごとに実施する事業内容を決めることができますものがあります。

例えば、この後説明する経常事業262「障害者への自立支援給付等」は総合支援法に基づく、法律に実施する事業が定められている事業です。なので、全国どこでも介護給付、訓練等給付、相談支援といったサービスを受けることができます。

一方で、264「障害者地域生活支援事業」は、総合支援法に基づく、自治体ごとに実施する内容を決めることができる事業です。ただ、全てを自由に決めることができるわけではなく、「相談支援」「コミュニケーション支援」「日常生活用具」「移動支援」については必須とされています。これらを実施した上で、新宿区にとって重要だと考えられるものを実施しています。

法律に基づく事業を利用するには、まず区の窓口で相談・申請をお受けします。区がその申請に基づき、どのような生活をされているか、お体の状況、助けてほしい内容等について、聞き取り等による勘案調査を行った上で、障害福祉サービスの利用可能時間数等を決定します。そして、その時間数を記載した受給者証を交付しますので、これを基にご本人が各サービス事業者と契約し、利用可能時間内でサービスを利用します。

利用料金については、基本的には1割の自己負担があります。ただし、所得によって月額の上限が決まっています。例えば、生活保護の方は利用者負担はありませんし、低所得の方ですと大体4,600円が上限なので、これを超えた分のサービスについては自己負担は発生しません。

また、新宿区は独自の制度として、自己負担を3%としています。

ですから、例えば4,600円のサービスを受けるとすると、全国的には自己負担は1割の460円なのですが、新宿の場合には3%の大体150円で利用することができます。

残りの97%は区が支払っています。ただし、法律に基づく事業なので、実際には国がおおむね1/2、都がおおむね1/4、残りの1/4を区が負担しています。

法律に基づき区が給付費を支給するサービスはこのようになっています。

区独自のサービスは、法律に基づくものではなく、それぞれのサービスを区で決めています。おおむね特別区では同じ内容の事業を実施しています。

新宿区における障害者への給付等事業の体系については以上です。

次に、経常事業262「障害者への自立支援給付等」についてご説明します。

施策の体系としては、まちづくりの基本目標の一つ、Ⅲ「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」を実現させるための個別目標の一つに、1「だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち」があります。さらに、この個別目標を支えるための基本施策の一つに、②「障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実」があり、本事業はこの基本施策の下に位置付けられています。

本事業は、先ほどもご説明したとおり、総合支援法に基づく、法律に実施する事業が定められている事業です。障害者に対し、基本的な人権を共有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう給付を行っています。

本事業は、予算事業262-1「障害者への自立支援給付等(介護給付費等)」(以下「介護給付費等」という。)、予算事業262-2「障害者への自立支援給付等(訓練等給付費等)」(以下「訓練等給付費等」という。)、予算事業262-3「障害者への自立支援給付等(相談支援給付費)」(以下「相談支援給付費」という。)、予算事業262-4「障害者への自立支援給付等(自立支援医療費)」(以下「自立支援医療費」という。)、予算事業262-5「障害者への自立支援給付等(補装具費)」(以下「補装具費」という。)、予算事業262-6「障害者への自立支援給付等(高額障害福祉サービス費等)」(以下「高額障害福祉サービス費等」という。)の六つの予算事業により構成されています。

予算事業262-1「介護給付費等」は、ホームヘルプサービス、短期入所(ショートステイ)、生活介護等のサービスを利用するに当たって、介護給付費をお出しする事業です。生活介護というのは、比較的障害の重い方々に対し、少しでも安全かつ不便のない生活が送れるよう支援するものです。

本予算事業の事業経費は、利用者の増加に合わせて右肩上がりです。特に平成23年度から平成24年度はかなり大きく増えました。これは、利用者の増だけでなく、より使いやすい制度にするとともに単価が上がったためです。利用者だけでなく、サービスを提供する事業所で働く方が、いわゆるワーキングプアになることのないよう給付費を見直しました。

事業の実績として、介護給付費等については、平成25年度は年間で延べ21,291人に給付しました。これを12分の1にした1,800人程度が、実際にサービスを使っている方だと思われます。

ちなみに、現在区内には、身体障害者手帳をお持ちの方が11,000人程度、愛の手帳をお持ちの方が1,400人程度、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が3,000人程度います。なお、重複して持っている方もいるので単純に足し算はできません。また、先ほどご説明したとおり、現在では手帳を持っていない方でも本事業によるサービスを受けることができますので、その方たちも含めた中での1,800人が本事業による給付を受けていると考えられます。

本人負担額軽減助成額等については、平成25年度は延べ3,908人に助成を行いました。平成23年度から平成24年度で大きく減少していますが、これは、24年から児童のデイサービスについて、障害者総合支援法に基づくサービスから児童福祉法に基づくサービスに変更になったためであり、実際に利用者が減少したわけではありません。

本予算事業の実績、対象数及び経費の将来予測は、いずれも増加が見込まれています。セーフティーネットを整備する事業であるため、今後も継続していきます。ただし、利用者負担を3%とする区独自の軽減策については、平成27年3月末日までの経過措置となっていることから、今後対応を協議していく予定です。予算事業262-1については以上です。

予算事業262-2「訓練等給付費等」は、就労移行支援、就労継続支援、グループホームなどのサービスを利用するための給付を行う事業です。就労支援というのは、仕事をしている方又は就労意欲のある方に対し訓練を行い、一般企業への就労を目指すものです。就労継続支援というのは、区内の高田馬場福祉作業所、新宿福祉作業所、精神障害者の訓練施設などで仕事の練習をしている方に対する給付費です。ちなみに、これらの施設では工賃なども発生しています。

こちらについても、利用者、給付費ともに順調に増えています。また、サービスを提供する事業者もどんどん増えています。以前は事業者が足りず、需要に対して十分なサービスが提供できていませんでしたが、今は待ちということはあまりなくなりました。そういった意味でも、給付費はどんどん伸びていく傾向にあります。ですから、こちらも方向性は継続です。予算事業262-2については以上です。

予算事業262-3「相談支援給付費」は、複雑な制度となっている福祉サービスについて、できるだけ分かりやすいように相談を受けるものです。それから、サービスの申請に際し、サービス利用計画の作成が必要と区が判断した場合には、申請者にサービス利用計画案（以下「利用計画案」という。）の提出を求めるのですが、自ら利用計画案を作成しない方について、指定障害者相談支援事業者を利用計画案の作成を依頼します。作成に当たり、本人負担はありません。区から事業者に対して1回につき16,000円を支払っているほか、半年後に13,000円でモニタリングを行っています。

本予算事業は、平成24年度に始まったばかりなので、今後実績等がどんどん伸びていくことが予想されます。対象数は平成25年度現在で1,750人程度ですが、平成26年度末には恐らく1,870人程度になると見込まれます。そのため、方向性は「継続」です。262-3については以上です。

予算事業262-4「自立支援医療費」は、更生医療、通院医療及び育成医療の三つの医療を公

費で負担するものです。対象者は身体障害者となります。H I Vの治療、腎臓の透析などにかかるお金などが対象となります。H I Vの方は新宿に集まる傾向があること、糖尿病などで腎臓を悪くされて透析が必要な方が増加傾向にあることなどから、実績は増加傾向です。方向性としては、区の義務ということもあり、当然「継続」です。予算事業262-4については以上です。

予算事業262-5「補装具費」は、車椅子や義足などの補装具の作成に係る費用について、一定程度区が負担しているものです。障害に係るこれらの補装具は、一人ひとりに合わせて作らなくてはいけないので、高額になる傾向にあります。特にお子様の場合、体も大きくなりますので、毎年とは言わなくても、かなりの頻度で買い替える必要があるため、負担が大きくなります。そのため、区が一定の負担を行い、ご本人やご家族を支援します。こちらの事業については実績は例年同程度になっています。方向性は「継続」です。予算事業262-5については以上です。

予算事業262-6「高額障害福祉サービス費等」は、一定の基準を超えて福祉サービスを利用した方に対し、利用費の一部をお返しするものです。福祉サービスの利用については、先ほどご説明したように、それぞれの事業で上限金額があるのですが、複数のサービスを利用するとそれでも高額になってしまいます。そのため、上限月額を超えた金額を償還することにより、利用者の負担軽減を図ります。今後実績等の増加が見込まれており、方向性は「継続」です。

予算事業の説明は以上です。

事業経費については、先ほどご説明したとおり多くのサービスが充実し、利用者、事業者が増加していることから、一般財源、特別財源ともに増加する傾向にあります。

評価の内容についてですが、「サービスの負担と担い手」「手段の妥当性」「効果的・効率的」「目的又は実績の評価」「総合評価」いずれの視点についても「適切」としました。

今後の方向性は「継続」です。福祉サービスを必要とする方は、今後も増えていくことになります。それにより社会参加をされる方、生きがいが多く得られる方のため、区として今後も積極的に援助していきたいと考えています。

「類似・関連事業」としては、高額障害福祉サービス費について、「児童福祉法に定める高額障害児通所給付費」を利用している方には、合算して給付を適用することで、二重三重に利用者の負担が軽減されるようにしています。

「受益者負担」「協働」については、事業の性質から対象外です。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

高額障害福祉サービス費について、これは、一人ひとり計算するのではなく、同一世帯に複数の障害者又は介護保険を利用している方がいる場合には、トータルで計算するという理解で

良いでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

負担を3%にする独自の負担軽減策を実施しているのは新宿区だけでしょうか。

【説明者】

いいえ。開始した当初は新宿だけだったのですが、その後増えて現在では新宿を含め5区で実施しています。

【部会長代理】

当初はどのような理由で開始されたのでしょうか。

【説明者】

1割の軽減では負担が大きく、必要なサービスを利用しない方がいるという実態があり導入しました。

その後、法律も含めた国全体の動きとして、応益負担から応能負担に考え方が変わってきたのですが、現在のところ3%の軽減策を継続して実施しています。

【部会長代理】

区独自の負担軽減策については、平成27年3月31日までの経過措置とのことですが、平成28年度以降の方向性については現在のところどのようにお考えですか。

【説明者】

継続できれば良いなとは思っているのですが、ほかの施策等との整合性などもありますし、国の軽減策も行き届いてきましたので、どのように調整するか、現在検討しているところです。検討に当たっては、利用者等からのアンケートなども活用しています。

【委員】

本当に複雑な制度で、内部評価を読むだけでは理解ができませんでしたが、先ほどのご説明で良く理解できました。

【説明者】

そうですね。すみません。

【委員】

集団生活への適応訓練というのは。あゆみの家などでも行われているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

あゆみの家ですと重複障害を持っている方になります。例えば、知的障害の方の知能は、だいたい6か月から1歳程度の赤ちゃんと同程度だといわれていますが、実際には赤ちゃんの違い、訓練を通じてお手洗いを使ったり、電車に乗ったりということは普通に可能になります。そうすることで、社会適応や生活圏の拡大につなげていくのが目的です。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、経常事業262については以上とします。

続いて、経常事業264「障害者地域生活支援事業」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

施策の体系については、経常事業262と同様です。

冒頭でご説明したとおり、本事業は、総合支援法に基づき、自治体ごとに実施する事業内容を決めることができる事業です。

本事業は、予算事業264-1「障害者地域生活支援事業（相談支援）」（以下「相談支援」という。）、予算事業264-2「障害者地域生活支援事業（コミュニケーション支援）」（以下「コミュニケーション支援」という。）、予算事業264-3「障害者地域生活支援事業（日常生活用具給付等）」（以下「日常生活用具給付等」という。）、予算事業264-4「障害者地域生活支援事業（移動支援）」（以下「移動支援」という。）、予算事業264-5「障害者地域生活支援事業（日中一時支援）」（以下「日中一時支援」という。）、予算事業264-6「障害者地域生活支援事業（生活サポート）」（以下「生活サポート」という。）、予算事業264-7「障害者地域生活支援事業（地域活動支援センター）」（以下「地域活動支援センター事業」という。）、予算事業264-8「障害者地域生活支援事業（福祉ホーム等）」（以下「福祉ホーム等」という。）の計八つの予算事業で構成されています。このうち、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等及び移動支援は必須事業です。

予算事業264-1「相談支援」は、相談、情報提供などを行うものです。「基幹相談支援センター等の機能強化」「成年後見制度の利用支援」「相談支援事業補助金」「居住サポート事業補助金」「計画相談支援・障害児相談等」の大きく五つの取組を行っています。

基幹相談支援センターは、障害福祉サービスを使う方への相談を専門的に行っているほか、同様の相談を行っている民間のサービス事業者への指導などを行っており、障害者福祉課内に設置しているものです。

「基幹相談支援センター等の機能強化」では、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する自立支援ワーカーを配置しています。また、福祉サービスの利用計画を作るための支援を丁寧に行うことができるように、平成24年度に3人から5人に増やしました。

「成年後見制度の利用支援」は、お金が余りない方でも成年後見制度が必要な場合には「区長申し立て」という制度を利用するのですが、そのための費用の全部又は一部を補助するものです。

「相談支援事業補助金」は、地域活動支援センターの補助金です。

将来予測としては、障害者相談支援の実施の実績がやや増加傾向ではありますが、全体的には安定しており横ばいと分析しています。

本予算事業の方向性は「継続」です。基幹相談センターの重要性は年々高くなっており、人材の育成などが大きな課題になっています。また、相談支援事業の拡充、地域の相談支援体制

の充実などを区が中心になって果たしていくとともに、できるだけ多くの方に利用していただけるよう今後も支援していきます。

予算事業264-2「コミュニケーション支援」は、聴覚又は音声言語機能の障害のある方に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。また、手話通訳者を育成するため、研修などを行うとともに試験を行い、1年間で3人程度を「登録手話通訳者」として登録し、活躍してもらっています。手話通訳者は、本庁舎内に、週に2日間配置しています。障害者福祉課の業務だけでなく、年金の相談等様々な業務に携わっています。手話通訳ではなく、筆談ができれば良いのではないかと思うかもしれませんが、特に生まれつき耳の聞こえない方は、手話で思考していますので、文章でお話ししても通じないことがあります。感覚的に分かりづらいかもしれませんが、私たちが頭の中で日本語で考えているのと同様に、手話で考えている、手話が一つの言語になっているとイメージしていただければと思います。

実績は減少傾向にありますが、これは対象者が減少傾向にあるというより、その年ごとに来庁する方の技能に左右されている部分が大きいと考えしており、将来予測は「横ばい」と分析しています。

本予算事業の方向性は「継続」です。意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者にとって、手話通訳者の派遣は大変不可欠であり、今後も継続していきます。それから、登録手話通訳者の不足が課題となっているため、今後も登録者の確保と育成には力を入れていきます。

予算事業264-3「日常生活用具」は、先ほどの補装具と比べもう少し細かいものとも言いましょうか、日常生活用具の給付や貸与を行うものです。例えば、目の見えない方がパソコンをもってコミュニケーションを取るため、そのためのパソコンのソフトをお出ししています。本予算事業は、必須ではあるのですが、給付の中身は区市町村によって少し違います。

事前の申請により給付券を交付し、日常生活の用具をお出ししています。一部自己負担もあり、人によって日常生活用具も値段もいろいろです。例えば、点字図書、住宅改善などがあります。住宅改善というのは、例えば車椅子を使用することになった方が、住宅の改修をするときの費用です。利用回数は、障害の程度により必要なものも変わってくることから、特に設けていません。

本事業の方向性も「継続」です。効率化と利便性の向上を図っていきます。

予算事業264-4「移動支援」は、障害者の移動、外出の支援です。例えば、外に遊びに行きたいときなどに、ホームヘルプサービスなどを使って外出する場合などの支援です。屋外で移動されることに大きな制限がある、例えば、いきなり走り出しまったり、ほかの人を触ったりするため、お一人でどこかへ移動することが難しい方について、移動を支援するための事業者を付け、一緒に外に出かけます。1対1によるもののほか、グループ支援といいまして、二人に一人の支援員を付けたり、グループに複数支援員を付けたりすることもできます。見守りというより付添い、いわばホームヘルプの移動版といった形です。

新宿区の場合、特に通級学級に通う方には移動支援を付けるようにしています。また、福祉作業所等通われている方にも必要に応じて移動支援をお付けしています。福祉作業所に通う方

については、本来お一人で移動できることが前提となるのですが、障害の程度が重くなったときなどに対応しています。利用者は年々増加しています。類似の取組として、目の悪い方への同行援護というものを先ほどの経常事業262で行っているのですが、こちらの方が制限もなく使い勝手の良い制度として人気があります。ただ、利用者も千差万別なので、移動を使いたいのだが、この方は一人では無理といったように、別の制限もあります。

予算事業264-5「日中一時支援」は、障害者のご家族の負担を軽減するためのサービスで、「日中ショート」「障害児タイムケア」及び「土曜ケアサポート」の大きく三つに分かれます。

「日中ショート」は、いわゆる短期入所のお昼のバージョンだと考えていただければ分かりやすいと思います。夜は短期入所を行っている施設で、昼の間だけお預かりをしています。訓練などをするわけではなく、安全に見守ることが中心となります。例えば、土曜日等にご家族が家にいられなかったり、お世話に疲れてしまったりしたときに、一時的にお預かりします。三つの中では最も大きな取組です。

「障害児タイムケア」は、18歳未満の方で特別支援学校等に通っている方に対し、学校が終わった後又は夏休み等に、大体夜の7時ぐらいまでお預かりするサービスで、学童クラブのようなものです。子ども総合センターの3階で行っています。

「土曜ケアサポート」はあゆみの家で行っているもので、特に障害が重い方に対し、土曜日に日中活動の場を提供するものです。見守りが中心となるので、一般的な生活介護と比べ少し人員に猶予があり、多くの方を一人が見る形でのお預かりとなります。ただ、利用者が退屈しないよう、ある程度のプログラムは用意し、丁寧な対応を行っています。

本予算事業も大変評判が良く、利用者はどんどん増えています。特に「障害児タイムケア」は、現在1か所のみの実施ということもあり、既に定員が一杯になっています。

本事業の方向性も「継続」です。更に魅力的なプログラムを行なえるようにしていくとともに、利用者の選択の幅を広げるためにも、協定締結事業者を増やす必要があります。

予算事業264-6「生活サポート」は、障害程度区分の認定において非該当の判定を受けた、障害者の対象に当たらない方について、一定程度家事援助を行うものです。午前8時から午後6時まで、事業者から派遣された介護者が家事援助等訓練を行います。

程度区分に当たらない方ということで、対象は限られているためか、当初は結構ご利用があったのですが、現在利用者は減少傾向にあります。また、ある程度ホームヘルプで代用できるようになりましたので、そちらに移る傾向があります。とはいえ、本予算事業の「方向性」としては、補完の事業であり、「継続」が必要と考えています。

予算事業264-7「地域活動支援センター事業」は、生活介護や就労支援に至る前段階の、まず家から出てみましょう、昼夜逆転の生活はやめましょうといった状態の方に、そのための練習を行う施設である「地域活動支援センター」を運営している社会福祉法人等に対し、運営費等に要する経費の一部を補助するものです。特に、精神障害の方が多く利用しています。

将来予測は横ばいです。地域活動支援センターの実施事業所そのものは、平成25年度に5か所から4か所に減りましたが、これは、就労継続B型という、もう一歩進んだサービスを提供

するためということであり、福祉施策全体からみれば後退ではないと考えています。

予算事業264-8「福祉ホーム等」は、福祉ホームやグループホームを運営する法人に補助を行うものです。「精神障害者グループホーム助成」「福祉ホーム運営費補助」及び「重度身体障害者グループホーム運営費助成」の三つに分かれます。

先ほどご説明した予算事業262-2「訓練等給付費等」の中に、「共同生活援助」というグループホームがあります。この給付費の中にあるグループホームは、知的障害の方を対象とした、例えば新宿ですと「ぼけっと」「ぱれっと」などの小さいグループホームがあります。ある程度障害の重い方が、親元を離れて自立し、共同生活をしながら、例えば福祉作業所、生活実習所などに通っています。

身体障害の方を対象としたグループホームは最近になってできてきました。それまで国は、身体障害の方は自分のことは自分で判断できるためグループホームは必要ないとの見解を示していたのですが、やはり誰かの援助なくてはなかなか生活できないとの見解に変わり、福祉ホームというものができました。福祉ホームとは、エレベーター、リフト付きのお風呂など、バリアフリー化されており、支援者が3人ぐらい一緒に寝泊まりすることで夜間も介護が可能となっている施設です。身体障害者福祉ホームは、新宿ですと「あじさい」及び「ひまわり」の2か所があります。これは、都内でも多いほうです。

グループホームとの違いは、支出方法です。福祉ホームで出しているお金というのは、建物の規模によって、例えば10人の方を面倒を見るのであれば1,500万円という補助金です。グループホームは、人に着目して、例えばAさんを預かったら1か月につき20万円という給付費です。補助の対象が違うのです。

重度身体障害者グループホームは、福祉ホームの上に重度身体障害者グループホームを上乗せしています。一つの建物に対し、二つ補助金が重ねられている形になっています。福祉ホームとして383万3,000円、重度身体障害者グループホームの運営助成が1,142万2,000円で、合わせて1,500万円程度になります。これだけあれば、3人の職員を雇うことができますので、これをもって施設を運営していただいているところです。

それぞれに成り立ちなどが違うため、かなり複雑な制度になっていますので、今後整理も必要と考えているところです。

予算事業については以上です。

事業経費としては、年間およそ、5億円程度かかっており、そのうち2億円程度が特定財源です。基本的には国が2分の1、都が4分の1、区も4分の1という負担割合なのですが、区では独自の事業を多く行っていますので、実際には2億円程度は区独自の負担になっています。また、一部東京都の補助金なども活用しています。平成25年度は一般財源が3億2,500万程度、特定財源が1億9,000万程度でした。

評価としては「サービスの負担と担い手」「手段の妥当性」「効果的・効率的」「目的又は実績からの評価」「総合評価」のいずれも「適切」としました。

「事業の方向性」は「継続」です。必要性の高い事業であり、先ほどの給付費より使い勝手

が良いことから、ますますこちらが伸びてくる傾向があります。できるだけ多くの事業者に参加していただき、利用者が使いやすいサービスなるようにしていきたいと考えています。

「改革・改善の内容」としては、事業ごとに少しずつ課題がありますので、今後もサービスの利用を促進し、必要な方にいろいろな機会が提供できる場を用意するとともに、基盤整備を行っていきます。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

では、ご質問等をどうぞ。

【委員】

どこにどのような施設があるのかは、どこかに載っているのでしょうか。

【説明者】

はい。「社会資源マップ」というものを作成しています。写真入りで事業所の紹介をしており、大変好評をいただいています。

【委員】

それは、障害者福祉課の窓口などに置いているのでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長代理】

福祉ホームの需要というのは、まだまだあるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。「あじさい」「ひまわり」とともに定員は10名なのですが、現在はいずれも一杯です。

【部会長代理】

障害者の高齢化も進んできますし、需要は高まると思います。弁天町にできる施設はどうなのでしょうか。

【説明者】

弁天町にできるのは入所施設ですね。

入所施設というのは、朝も夜もセットでサービスを提供する施設です。グループホームは基本的に夜だけで、入所者は日中は例えば福祉作業所などに行きます。少しずつその境目はなくなってくると思いますが、現在のところはそのように整理されています。

弁天町の入所施設は45人の施設になりますので、グループホームの待機者が減るかは分かりませんが、特に高齢化している保護者さんや、障害の重くなった方のご家族の負担は、少しは楽になると思います。

【部会長代理】

予算事業264-6「生活サポート」について、事業目的に「調理等を自力で行う訓練を行いま

す」とありますが、これは危険を伴うものであり、相当訓練ができていないと難しいと思います。どのように訓練するのでしょうか。

【説明者】

予算事業264-6は、主に精神障害者の方を対象とした事業です。精神障害者の方は障害者福祉サービスを受けられるようになるまでに時間が掛かったので、以前はホームヘルプも使いづらかったのです。また、精神障害者の方は波があるので、無気力状態の方を奮い立たせながら、ご飯を作りましょうとか、一緒にお買い物に行きましょうとか働き掛けるのは、本当に専門性が高くないできません。ただ現在ではホームヘルプで代用できるようになったので、利用は大分少なくなってきました。

【委員】

そういった専門性の有無があるから、契約を結ぶ事業者に偏りが出てくるわけですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

事業の目標・指標について、サービス等利用計画を作成した件数を、平成25年度の年間75件から平成29年度末までに年間400件にするということで、すごく数字に開きがあるのですが、この目標値というのはどのように設定したのでしょうか。

【説明者】

こちらについては、本来もっと伸びていかなくはいけないものなのです。厚生労働省からは、障害福祉サービスを使う方には、平成26年度までに全件作成するよう言われていますが、実態としては、計画事業所が増えなければ、区で計画を作るのも難しい状況にありました。お互い初めてなこともあり、利用者に説明しながら計画を作るのに、すごく時間が掛かってしまい、現状では75件に留まっています。現在は、先ほどご説明したとおり基幹相談支援センターの自立支援員を5人に増やしたこと、制度の理解が進んだことなどから、400件という目標については達成できる見込みです。

【委員】

地域活動支援センターの4か所というのはどこなのでしょう。

【説明者】

「ファロ」「新宿西共同作業所ラバンス」「地域活動支援センターまど」「地域活動支援センター『風』」の4か所になります。

以前は「オフィスクローバー」もやっていたのですが、こちらは就労継続支援B型の施設になりました。定員も20人から35人に増えています。

【委員】

264-4「移動支援」について、どのような事業者と協定を結んでいるのでしょうか。

【説明者】

ほとんどはホームヘルプサービスを行っている事業所です。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

本当に新宿型のきめ細かい障害者福祉が展開されている感じがします。といっても、まだまだ障害者にとっては満足のいくものではないのかもしれませんが、今後も進めていただければと思います。

では続いて経常事業259「障害児等タイムケア事業」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

事業の体系については、先ほどの2事業と同様です。

「障害児等タイムケア事業」（以下「タイムケア」という。）を実施する社会福祉法人に対し、区の施設の提供と運営経費の一部の助成を行う事業です。現在のところ、タイムケアを実施している事業所はないのですが、親の会が作られた社会福祉法人新宿あした会が、子ども総合センターの3階で、タイムケア「マイペース」を実施しています。

事業所については、本来ですと障害児5人に対し1人の職員を配置すれば良いのですが障害の重い方や重複している方も預かることのできるよう、区が決めた基準を超えた4人に1人の配置をしていただくため、補助金を出している事業です。

大変人気のある事業で、1日定員が30人に対し登録者は90人になっており、待ちが出るようになっています。

事業経費としては全額一般財源です。平成24年度までは約1,000万円の事業でしたが、平成25年度からは780万と少し減りました。これは、安定的な事業運営が可能となったこと、職員もなれてきたことなどからです。

評価はいずれも「適切」としました。

「事業の方向性」は「継続」です。放課後等デイサービスなど、子どもを対象としたいろいろなサービスは増えていますが、現在でもかなり人気のあるサービスであり、今後も継続していきます。

説明は以上です。

【部会長代理】

大変ユニークな事業ですね。

ご質問等をどうぞ。

【委員】

5対1の基準を超えて、4対1の人員配置をしているとのことですが、障害区分が重くなっている方の利用が増えると、人数だけでは割り切れない部分が出てくると思いますし、知的障害だけでなく身体障害が入っていると、様々な負担が発生すると思うのですが、これで大丈夫なのかと懸念があります。利用者の安全は十分に確保されているのでしょうか。

【説明者】

身体障害児、例えば新宿養護の方などが、定員1日5名で部屋も専用に使っています。

知的障害の方は、より広いお部屋で動けるようになっています。職員配置は、身体障害児の方におそらく3対1程度、残りが知的の方についていて、あわせて4対1の配置で補助金で足しています。また、子ども総合センターの草地なども使い事業を行っています。

【委員】

待ちがあるということですが、ローテーションで利用者を決めているのでしょうか。

【説明者】

はい。とはいっても、人によって週に1回の方、2回の方、あまり使わない方、ヘビーローテーションの方など様々です。

【部会長代理】

今後の方向性について、もう少しご説明いただけますか。

【説明者】

現在のところ、子ども総合センターの当該スペースを、行政財産の目的外使用許可を出すことで、無料で貸しています。ですから、実質的には見かけ以上に区のお金が入っているのですが、それだけの必要性はあると考えています。先ほど申し上げたとおりほかのサービスも充実してきており、例えばピアノが弾けるところなど内容も様々なので、ニーズに合わせて徐々に分散していくと良いのかなと思います。

【部会長代理】

今後もニーズは高まってくる見込みなののでしょうか。

【説明者】

お子さんはかなり増えると見込んでいます。先ほど申し上げたとおり、保護者の方がお子さんに合ったサービスを選択できるよう取り組んでいきたいと思っています。

【部会長代理】

よろしいでしょうか。

では、障害者福祉課へのヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長代理】

本日のヒアリングは以上となります。

次回も引き続き経常事業のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

では閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>